帝京大学文学部紀要教育学 28：1－23（2003）

郷学校の発展と学習内容

稲　垣　忠　彦

（1）なぜ郷学校に注目するのか

郷学校あるいは郷学という名称は、近世以降多様な学校に対して用いられている。石川謙によれば、「藩候の支族又は家老などの采地に建てられた陪臣学問所」と「領内各地の庶民を教育する為に、藩主又は領主が設立したり、又は設立を補助したり設立を嘉納したりした学校」に大別され、後者は、成人を対象とする教諭所と、庶民の子弟に初等教育を施す学校に区分されている(1)。

藩自らが学校を建てて庶民教育の任に当たろうとしたものとして、寛文六年岡山藩主池田光政がたてた手習所があげられ、一方、民間有志によってたてたれたものとして摂津国原野の含翠堂をあげている。石川が『日本教育史資料』にもとづいて作製した江戸時代の「郷学一覧表」において、藩主、国老、奉行等による設立のほかに「代官と町内有志の民との協力」「民間有志」「村内有志者」「町内有志者」による創立がみられ、明治時代に入ると、民間有志者、村民有志、村立、県立とされているものが増加している。この郷学の調査は不備も多く、欠落が多いことにふれつつ、石川は近世から明治初年にかけて「幾千といふ郷学が打ち建てられたことであろう」と推測し、これらが「明治五年以後に於ける新小学校のために、尊き土台石の役目をしたものであろう」と述べている(2)。

また、海後宗臣は「学制」実施以前において、府県藩が従来の庶民教育機関を学校制度として統制しようとする試みが、小学校・郷学校・小校・小学所・啓蒙所・義校などの名称をもって現われ、それらは「学制」による小学校の先駆ともみられる施設であったとし、沼津小学校・京都小学校・愛知義校などを例示している(3)。

石川が近世からの連続として注目し、海後が「学制」の前段階として注目している、庶民教育機関としての郷学校を本稿でとりあげるのは、次の理由からである。

近世から明治初年にかけて多くの地域において、寺子屋とは異った学校の形成が展開していた。寺子屋が師匠の自営として創設されていたのに対して、地域の有志が共同の意志において創立したものであり、その内容・組織において寺子屋との相異がみとめられる。その創設は、学制と異り自生的であり、従って多様である。

近世においても、幕府・藩の関与があり、明治期になると府県の奨励が加わってくる。しかし、学校を希求し、計画する主体は地域に存在し、それぞれの状況における学校の構想・模索をみとめることができる。それが、近世における学校の発展をどのようにうけついで形成されたのか、そこで形成された諸学校に対して、新しい全国的な制度である学制にもとづく小学校が、どのような意義と問題を有していたかの検討が、学制の意義をあきらかにするために必要と考えるのである。

(2) 先行研究にみる郷学校の発展

郷学校は、対象が多様でありながら、個別的な実態についての研究の蓄積は乏しい。郷学校の類型、それぞれの意義の検討も今後の課題といってよいであろう。ここでは、従来の研究によりつつ、いくつかの事例について、その設立の主体、目的と組織、教育内容の構成と変化に注目し紹介しておきたい。とりあげるものは、都市部において設立されたものとして、含翠堂・堺郷学所・京都小学校をとりあげ、農村における例として、長野県の場合をとりあげる。

含翠堂の場合

含翠堂は、早くから「民間有志の手のみになった郷学」（石川謙『日本庶民教育史』）として注目され、津田秀夫『近世民衆教育運動の展開』（1978年）で詳細な研究がおこなわれている。

含翠堂は、平野郷町を中心とする富民尸によって計画され、享保二（1717）年に設立され維持された学校である。以後明治五年まで郷民の教育機関として存続している。平野郷町は、中世都市の典型的なものであり、摂津・河内・大和の物資の集散地、中継交易地として富の蓄積がおこなわれ、富民尸を形成していた。18世紀には町の全耕地面積の六割以上が綿作栽培地域であり、兼業者を含めた農民を主体としつつ、繰綿への加工、商取引によって繁栄する。「農工商相交わる所」とされている。津田氏は、このような「農村への接近度をもった」都市において、八尾・久宝寺村にみられるように郷学が発生したとされている(1)。

同校の維持運営の中心は「同志中」であり、創立興生員と助力生員に分れ、六名の創立興生員は、維持費の醵出・運営・教師の選択をおこなっている。津田は「民衆の自主性や内発性が出発点になった公的教育運動の所産であり」郷学設立の主体は民衆にあり、のちに領主側が公認したものと、その性格を規定している(2)。

含翠堂の目的は、「蒙昧な民衆に封建教学を教えることによって、郷町民の風俗の教化と生活の改善を計」ろうとするものであり、そのために、富民尸に起きていた啓蒙的な文化サークルから、継続的、計画的な教育活動をおこなう学校の建設にむかったとされている(3)。

同校の教育活動は年少者を対象とする学級中心の計画的なものと、一般成人を対象とする講義からなっている。

含翠堂の教育活動の実態に関する資料はない。津田氏は、『大学聴書扞孟子』の奥書の「読書日、一日ハ論語、一日ハ中庸、一日ハ孟子、一日大学、附一時手習、文化元年十一月十七日」を唯一の例として、19世紀のはじめに儒学教育が中心となっていたことを示されている。成人を対象とする講義は三・五・七・十と会合日がきめられ、孟子、大学、論語等が講じられている(4)。

同校の所蔵文書が平野小学校に寄贈された目録により、所蔵図書をみると、経学を主体としつつ、地理、神祇儀式、歴史に及んでいる(5)。

『日本教育史資料』の私塾取調表で、明治三年段階の学科、授業順序、

教科用書をみると、学科は漢学（朱子学派）詩筆道とされ、授業順序は孝経・小学・大学・中庸・論語・左伝・国語・史記・前後漢書・資治通鑑・大日本史・国史略・保建大記・日本史・貞観政要・唐鑑とされ、教科用書もそれと同じとされている(6)。歴史書が多くなっていることが注目されるが、漢学が主体である。

教育の内容・方法に関する資料が僅少なため、断定はできないが、以上の記録に関する限り、教育内容における展開が顕著であるとみることは出来ない。早い時期における庶民による共立の学校としてとらえられるが、その内容には新しい動向をみとめることはできない。

堺郷学所の場合

堺は中世以来の産業都市であり、市民文化の発展を示しているが、天保十四年に開設された郷学所の維新後にいたる消長をたどることにより郷学の展開をみることができる。

堺には、江戸前期から寺子屋・私塾が多く、元禄期には手習師32人、宝暦期には手跡指南40人、読書指南5人と早くから庶民教育の普及がみとめられる。『日本教育史資料』では22の寺子屋が確認されている。

郷学所としての開設は天保十四年であるが、それに先立って天保十二年に河内屋利助等市内の有志4人の申し出によって、市内の貧家の子弟に無料で「筆算ヲ始言語応対立振舞」を教えることを目的とする稽古所が立てられて翌年から教授がはじめられている。

郷学所については、奉行所の口達では、湯屋農人町の小川惣右衛門が奉行に願出て、北向井領町の借屋で経書の素読講釈会読を始めたとされている。市民有志による無料の学校の設立、およびそれとは内容を異にする経書中心の学校の設立という動きに対して、奉行所は積極的な奨励、援助をおこなっている。郷学所に対しては、場所が手狭であり、また費用などの懸り物も少くないため「奉行所に近接する北糸屋町の表口六間・裏行十三間の町屋を買い取り、家役を免除し、惣右衛門に郷学所専属となるよう申し渡した」とされている(1)。

小川は出仕後三年で死亡、郷学所も一時衰退するが、嘉永四(1852)年小林新助が登用され、再び繁昌し、学舎も狭隘となったため場所を移して、校舎新築、書籍の整備をおこなっている。ここでも奉行の援助をうけ、新助は士分にとりたてられている。安政六年の旧郷学所の売渡し証文に、五人の掛年寄と二人の惣年寄の連署があり、彼等が運営にあたっていたことがみとめられるが[2]、奉行所による関与が積極的であった。手習を中心とする寺子屋とは異なり、儒学的教養を中心とする、より上級の教育機関として民衆の発意から出発した郷学所は、当初から奉行所の庶民教化の立場にたつ積極的援助が与えられている。自主的な性格を保持している含翠堂に対して、官学的性格の強い郷学の形態を示している。

石島庸男は奉行の意図として、稽古所は在来の寺子屋の吸収を目ざすものであり、郷学所は「封建教学を自由に学び、自分の思想の糧としたり在来の学問や思潮を批判し、それらを表現し影響力をもつ私塾と詩文結社グループ尸」を吸収することを目的としていたと性格づけ、またそのような性格が強くなることによって、民衆の支持を得ることが困難であったと述べている[3]。

郷学所は、奉行所の期待どおりの発展は示していない。しかし、維新期を迎えて、公教育の組織化における先行例として、中心的な位置を示している。

明治維新により郷学所は一時閉鎖されるが、慶応四（1868）年市民からの再興願が提出され、市民有志により一・六の日の夕刻から経書の講釈等を中心に集りがもたれている。同年八月、新政権の成立とともに、右の動きに即応し、郷学所は再開されている。「慶応戊辰八月学事専任之郡吏ヲ置キ郷学係ト称ス　当務ヲ担任セシメ学校ヲ創立シ堺郷学所ト称ス　皇漢学ヲ教授セシム」とされ、有志の者の修学をもとめ、また従前より私塾を開いている者も、郷学所の指揮をうけ、子弟を教授することとされている[4]。ここでも、市民有志による発起が、ただちに官により吸収され、その組織化がおこなわれている。

明治四年、郷学所の組織替えが行はれ、天神礼郷学校が建てられ、童幼にかぎらず、貴賤の別無く入学を許可し、束修、謝儀は免除し、書譜類も

所持しない者には官本を貸与するとされている。学科目は国学中心を排し、経学・筆道・数学の三科目となっている[5]。同郷学校は明治五年に「県学」と改称され、教科目として地理・歴史・修身等が加えられている。また市中四区に県学分校が設置されている。

堺県では、市中のみでなく、各地に郷学校が設立されていく。

天保期における庶民の要求は、維新期においてより大きなものとして展開し、地域のリーダーと官との協同として展開したとみることができる。

学習の形態や内容についてみよう。

河洲第十八区郷学校の場合、毎日の課業表として句読・算術・独見・習字があげられ、同二十五・六区郷学校では句読・独見・質問・夜詠・復読・講読・輪講があげられている。第十八区郷学校の課業表（明治五年八月）は次のとおりである[6]。

第十八区郷学校課業表（明治5年8月）

	習字	句読	独見	算術
上級	府県名 内国名尽 世界風俗往来 公用文	国史略 十八史略 日本外史 輿地誌略	西洋事情 西洋見聞録 経済小学 官途必携 博物新論 万国公法	相場割
中級	受取諸券 河内村名 郡名 証文定則鑑 執行相証文	孝経 小学 大学 勧善訓蒙	市郡制法 奇機新法 生産道案内 村役町役心得 万国一覧 東京土産	八算見一
下級	五十韻平かな 片かな 数名干支 名頭苗字尽 三枚高札	童蒙必読 日入学問 大統歌 学問ノススメ	究理図解 究理発蒙 智恵之環 史略 天変地異 地学事始	九々加減

教科目においては、藩校の学習形態によって区分され、内容については、上・中・下級の三等級にわけ、漢学・寺子屋教材、新しい時代の啓蒙教材を統合した構成を示している。

堺郷学所は、天保期と維新期において、官の政策の影響をつよくうけている。しかし、二つの時期における普及のちがいは、庶民における要求の

差を反映しているものとみてよいだろう。また教育内容の相違もそれを示している。

官の積極的な吸収に対し、庶民の自治的な地域の組織化を基盤として、学校の建設をすすめた例としては、京都小学校の場合をあげることができる。

京都小学校の場合

京都小学校は、学区制にもとづき組織的に建設された六十四の学校からなっている。明治元年七月、府は槇村正直等が中心となり、従来の各町五人組仕法を改め、新しく番組を設け、この番組を単位として自発的に小学校を建営させている。番組ごとに便利の地に建営し、そこを「手跡算術読書ノ稽古場」「儒書講釈心学道話ノ教諭所」「組町集議ノ会所」および府から出張して布告の趣意を説明するところとされている。明治二年六月、柳池校をはじめとして、各番組において設置がすすみ六十四の小学校が設営された。

この計画を中心となってすすめたのは、京都府出仕の槇村であるが、それをうけとめ実施にあたったのは各町の年寄、議事者であり京都における町組の伝統が、その実現を可能にしたといってよいだろう。

町組は応仁の乱後、市内の町々が、町の自治・自衛のために団結し結成した組織であり、近接した数か町から十数ヶ町が集ってつくられた地域的な連合自治体である。江戸時代に入り、所司代は町組を行政単位としてとらえて、その支配をはかり町組の使用人、年寄の補佐役であった「町代」に、幕府の末端役人的な役割を与えた。町代の権力の増大に対する町組の抵抗が、宝暦年間（1751～64）より芽生え、文化十四（1817）年には、町代改義一件」の大訴訟がはじまり、町組の勝利をおさめ、さらにその経験にもとづいて、町組の団結をもとめる町組連合の形成がすすめられている。維新後も、このような町組の自治の伝統を継承し、町の自治の代表者である年寄、町内祖惣代は町民の入札によって選ばれていた。

慶応四年八月、町組改正が完了し、町の代表者が選出された段階で小学校創立の勧奨がおこなわれ、その示達が町々で討議されている。このよう

な自治の基盤、民衆の参加のもとで学校の建営がすすめられた[1]。

以上のような町組の自治的性格とともに、そこから、小学校の建設の提案がなされていることも注目される。

慶応四年八月、西谷良圃は京都府に「口上書」を提出し、市中に小学校を十カ所から十二カ所にたて、一校に千人から千二百人の学童を収容することを提案し、学校の組織、経費支弁の方法にいたる試案を示したといわれている。西谷は市中で家塾を営んでおり、前年にも貧富の別なく幼時に素読・手跡・算術を学ばせる「教学所」の必要を建白し、有志と会合を重ねている[2]。

このような背景のもとで、府の示達が出されるのであり、それも町民の検討を求めるかたちで提起されている。これをうけて、各町・各町組で年寄、中・添年寄を中心に会合が重ねられ、京都府も参事以下係員が挙げてとりくみ、町内に出張して趣旨を説明し、また民間有志者もこれに呼応し、奔走し、協力したという[3]。

辻ミチ子は小学校建営を支えたものとして、①町民のなかで教育の必要性を痛切に感じとっている階戸の幅が比較的広く、すでに子どもが寺子屋や家塾で学ぶことはあたりまえとなっていたこと、②西谷に代表されるように、とくに教育に熱心な戸があり、変動期において、政治の行方と教育のあり方を探っており、そこに新政府・京都府の指導が入ってきたこと、③府当局において、東京遷都を間近にして京都再建策の必要に迫られ、多額の負担を町民に強いる番組小学校の構想が迸ばれ、京都の再建、経済の復興を願う有力町民がそれにこたえたこと、④町民による費用の負担においては、江戸時代に盛んになった「講」の伝統が、負担を容易としたことをあげている[4]。

町組の自治の伝統のもとに、教育の必要感に支えられ、府の施策と町民の代表有志の協力のもとに、建設されている。

京都小学校において、教育内容はどのようなものであっただろうか。

前述した明治元年の「京都小学校建営申論」では「手跡算術読書」の稽古と「儒書講釈心学道話」の教諭が目的とされている。明治二年五月の

「小学校教則」では、「学童定等」として次の内容が示されている[5]。

筆道

　初等　三行書　中等　複文　上等　作文

算術

　初等　乗除術　中等　初伝定位　上等　皆伝天元

読書

　初等　孝経小学　中等　四書　上等　五経

教師としては、講師、読書師、筆道師、算術師、心学道話師が定められており、心学道活も講じられていたとみられる。

明治三年、新政府の中小学校規則にもとづいて改正され、普遍学は句読、暗誦、習字、算術となり、それぞれ五等にわけられている。この段階では内容についての細かな規定はなく、教材は各学校の自由に委されていたとみられる。明治四年八月、府庁により小学講業表が制定され、次のように整備された内容をしめしている[6]。

小学校課業表（『**京都府資料**』）

	第一等	第二等	第三等	第四等	第五等
句読	日本外史 易知録 万国公法 太政官諸規則	日本政紀 五経 真政大意 西洋事情	国史略 孟子 小学 地学事始 生産道案内	職員令 戸籍法 学庸 論語 世界国尽 究理図解	小学子弟 心得草 市中制法 郡中制法 町役村役 心得 府県名
諳誦	内外国旗章 外国里程 英独語学五百言	内国里程 本邦環海里程 英独語学三百言	帝号 英独語学一百言	年号 国名	五十韻
習字	公用文 即題手束	世話千字文 諸券状 諸職往来 復文	諸国郡名 商売往来 私用文	受取諸券 苗字尽 山城郡村地名 京都町名	五十韻 平カナ 片カナ 数名 干支 三枚御高 札 名頭
算術	必要雑問 求積 開平方 開平雑問 開立方 開立雑問	比例法 比例雑問	珠算兼修 諸算諸法 筆 分数諸法	珠算兼修 乗法 除法	珠算兼修 加法 減法

習字は、名頭、苗字尽、地名、商売往来、公用文など、寺子屋教材の系統をうけ、句読は、市中制法、戸籍法など公民的教材、日本政紀、日本外史等国学系の教材、孝経、論語、小学などの漢学、窮理図解、西洋事情など洋学や海外の事情など、和、漢、洋にいたる広汎な内容を示している。諳誦にも英独語学、内外国旗章、外国里程などがふくまれている。算術も、庶民の生活にとって必要な実用的内容が撰ばれている。

小学校課業表が、各小学校で実際にどのように用いられていたかを明らかにすることはできないが、明治二年の小学校規則に示された内容から、二年余の期間に、急速に整備されていることは重要であり、またこの課業表は、他の府県における課業表のモデルとなったとみることができる。

福沢諭吉は、明治五年五月、京都をたづね数校を見学している(7)。

七八歳から十三歳にいたる区内の男女はすべて入学が許され、生徒数は少なきものは七十人より百人、多きものは二百人より三百人余とされている。

学習の様態としては「学校の内を二に分ち、男女処を異にして手習せり。即ち学生の私席なり。別に一区の講堂ありて読書数学の場所となし、手習の暇に順番を定め、十八乃至十五人づつこの講堂に出て、教を受く」とされている。朝八時から午後四時まで、個別に手習をし、小集団で読書、算術を学んでいる。明治二年六月竣工の日彰校校舎図をみると(8)、福沢の記述と対応している。

学習の内容としては、「イロハ五十韻より用文章等の手習、九九の数加減乗除、比例等の算術に至り、句読は府県尽、国尽、翻訳、地理、窮理書、経済書の初歩等を授け、或は記事の不足ある所は姑く漢書を以て補」うと記されており、小学校課業表が基準とされていることを示している。習字算術句読暗誦を各等に分ち、毎月吟味が行はれ、春秋二度の大試業には、府の知事より年寄も出席して試業と立合をおこない、褒賞をおこなっている。このことは、課業表の内容が試業の内容とされたものであり、試業がその浸透をもたらしたとみることができる。

京都小学校の場合、含翠堂とことなり、より広い地域を基礎とした学校

の創設としてとらえられるのであり、また堺郷学所と比べて、地域の自治的な伝統が、官による吸収とはことなった展開を示している。学習内容においても、新しい時代への対応を明確に示している。

以上は、いづれも都市部における郷学校の事例である。十八世紀のはじめに地域の有志によって設立され、自主性を保持してきた含翠堂、十九世紀に地域の有志によって設立され、まもなく奉行所の援助とともに教化体制に組みこまれ官学化していく堺郷学所、京都における番組の自治的伝統のもとに体制的に組織されていく京都の番組小学校の例である。

以上において、寺子屋とは異った学校の要求が、地域の有志から提唱され、それが維新期において水平的な広がりをみせ、学制期の小学校にいたる基盤をなしていること、さらに、その教育内容においても、寺子屋とは異なり、漢学を含む、より高度な水準をもとめ、さらに、維新期においては、新しい内容をもったカリキュラムを構成しつつあった動きをみた。

このような動きは、農村部においてもみることができる。農村部における郷学校の展開としては、神奈川県の郷学校、愛知県における義校などをみることができる。また、静岡県北駿地区を対象とする高橋敏氏のモノグラフもある(9)。高橋氏は寺子屋への就学が、村内指導戸の子弟から貧農戸へとひろまっていく過程が明らかにされ、様式としては寺子屋として持続しつつ、村落共同体とのつながりやその機能においては、郷学校的性格をもったものへと発展していく事例を紹介されている。

以下では、長野県の場合について、郷学校がどのように形成され、学制の前段階をつくりだしているかをみよう。

(3) 長野・筑摩県の場合

長野県において、郷学校は、新政府の政策のもとで設立され普及している。

明治二年二月、諸府県に対する「府県施政順序」において、小学校は一般四民に対して初等普通教育を行うものとされ、その内容として「専ら書学・素読・算術ヲ習ハシメ、願書・書翰・記牒・算勘等其用ヲ闕カザラシ

ムベシ。又時々講談ヲ以テ国体時勢ヲ弁ヘ忠孝ノ道ヲ知ルベキ様教諭シ、風俗ヲ敦クスルヲ要ス」と示している。伊那県はその直後、三月に飯島町宮下権四郎ほか近村の重だった者七名を召出し、施設について諮問している(1)。県の教育への対応は、四年十月の旧長野県による郷学校設道の方針の布達、五年二月筑摩県の学校創立告諭書とひきつづいている。

初期の郷学校である更級郡今里村日新館は、「明治二年六月五日有志ノ協議ニ由リ設置シ」たとされている(2)。「初メ明治二年四月松代藩士小林常男ヲ聘シ教員トス」とあるから、四月にはすでに準備がおこなわれている。有志とは青木益之・直人父子、坂口与左衛門等七人であり、三人は名主であったとされ、二人は寺子屋師匠である。青木益之は「幼より学を好み詩文を能くした。始め同村青木芝九に読み書きを学び後水内郡新町の人久保涛翁に就き画を習」ったとされ、のちに学区取締をつとめている。彼等はいづれも地域の指導者であり知識尸であった(3)。

伊那県仮小学所の設立は明治二年五月の県の諮問から出発している。飯島町の宮下権四郎ら七人が県庁に呼ばれ諮問をうけているが、その中に小学校設立の件も含まれ、すでにこの時点で、飯島町の医師三人の小学校についての建白が出されている旨が記されている(4)。九、十月と飯島町で「学校御集会」が開かれ、協議のうえ十月に「学問所」が開設され、三年八月、仮小学所が認められている。試問をうけた七人は名主尸であり、宮下は伊那県商社の頭取となり、また農具改良、殖産興業に指導的役割を果している。

県の体制がととのうにつれ、学校建設の督励がおこなわれ、五年二月の筑摩県の「学校創立告諭書」では、有志の力による学校設立をもとめ、費用の調達の方法を指示している。

伊那県座光寺村では、明治五年四月二七日に「三役人ニ而学校加入金進メ、村中歩行日数三四日、手ヲ別而元金百四拾七両程出来、学校所如来寺与頼定ル。教師ハ南条村神主館松千足殿也」と村役人による努力が記されている(5)。同郡赤穂村においては、県から学校元資金の報告の督促をうけ、戸長・名主が会議をひらき、報告の日延べを願い出、ひきつづいて会合を

重ね、村民との交渉、各村間の連絡がおこなわれている[6]。県の勧告、督励に対応して地域の意向をまとめ学校の建設をすすめる能力を村の指導者層がもっていたことを示している。彼等は、村をこえて合議し、財政的課題にこたえる力をもち、また、幕末において庶民尸に形成されてきた教養の保持者であった。さらに、そのようなリーダーシップを支える地域の教育への期待、要求が近世以降形成され、これらリーダーの活動を可能にしたとみることができる。

寺子屋との比較

ここで構想された郷学校は、従来の寺子屋と比べてどのようなちがいを示しているだろうか。明治三年八月の伊那仮小学所取建ての県達では、有志の者の積金によること、「士農工商差別なく修業いたし度もの」が学ぶこと、「困窮人之子供謝儀等ニ差支手習素読等出来兼候ものを引立」て、謝礼・費用は無償であることが示されている[7]。地域有志の出資による共立、四民の共学、無償が明示されている。

明治四年十月の旧長野県達では、「毎区便宜之地を見立」てて郷学校を取建、「一般人材教育之御世話」をするにあたっての方針十ヶ条が示されている。生徒は七歳から十五歳までとし、有志の者は年令にかかわらず入門勝手次第とし、「教師は読書筆算出来候者御人撰ニ而被レ置候事」とされ、費用は石高に対する賦課金、持高の無い者は分限に応じての出金、寄附金、それに官の助成金となっている。官の助成は一万石につき一石五斗とされており、基本は住民の出資であり、無償であること、一般人材教育の学校であることが示されている[8]。

このような方針のもとに学校が設立されていくが、それは寺子屋とは異った学校構想にもとづくものであった。両者のちがいを校区の問題、教師の選び方、教育の内容についてみよう。

日新館は今里村と中氷鉋村の有志の協議により創設されている。有志のうち坂口与左衛門と青木左右衛門は寺子屋師匠であり、今里村には坂口のほかに寺子屋があり、別に算学を教える者があった。両村の寺子屋のすべ

てを明らかにすることは出来ないが、いくつかの寺子屋が存在していた。坂口塾には四十人の生徒があり、授業の順序は「いろはヲ了へ片カナ・五十音・日用書翰文・名頭・当国郡名・村名・物産尽シ・国名尽シ・百官名・東百官名・商売往来等ヲ学バシメ且読方ヲ授ク」とされ、読書教材としては「実語教・古状揃・庭訓往来・御成敗式目・三字経・千字文・孝経・四書・唐詩選・五経」があげられている(9)。二つの村にいくつかの寺子屋があり、坂口塾の如く充実した内容をもった寺子屋があるにもかかわらず、村をこえて協議がおこなわれ、従来の寺子屋の延長としてではなく、地域の共立の学校として専任の教師によって教授する学校が設立されている。校名も『大学』の『苟日新、日日新、又日新』からとり、教師は松代藩士小林常男を招いている。小林は元治元年から江戸の林大学頭に入塾、漢学をおさめ、後に明治六年、旧長野県より東京の師範学校に派遣され、帰県して長野県師範講習所の教師となっている(10)。

伊那県仮小学校の場合も事情は同様である。飯島町に限っても、飯島、岩間、林、平沢の寺子屋があり、いずれも素読・講義を含む教授がおこなわれていたが、教師として迎えられたのは六人の伊那県官員であり、のちに高遠の中村黒水のもとで学んだ飯島町出身の下平邦蔵が就任している(11)。

郷学校のモデルとしての位置をしめる旧長野・筑摩県の県学の教師は、松代藩、松本藩、高遠藩等の藩校の教師が任命されており、筑摩県において、ひきつづいて創設される十の郷学校の教師も藩校の教師や士族であった。

伊那郡座光寺村の第三二番小校の場合は、よりくわしく寺子屋から郷学校への転回をあとづけることができる。同校の校区は南条村・飯沼村・座光寺村であるが、南条には浜島伝右衛門、下井重太郎・同孫七、岡田善八郎、飯沼には小西本比古、座光寺には北原稲雄・同信綱、上沼太十郎・同長作、三村佐吉・同宗五郎、佐々木覚右衛門・同清造の寺子屋が存在した。浜島、岡田、北原はいづれも庄屋であり、佐々木覚右衛門、上沼太十郎・長作は俳諧を好み郡内の俳友と交り、北原稲雄と佐々木清造は平田派の国学者であった。同校の教師として撰ばれたのは館松千足であるが、彼も平

田派の国学者であり、美濃の松田暘渓から書を学び、陸奥の湯山樗庵、飯田の羽生科山より漢学を学び、卒田篤胤没後の門人となり、慶応二年家に帰り父をついで神官となっている(12)。ここでも在村の寺子屋師匠ではなく、漢学・国学を学び、諸国を遍厂している人物が迸ばれている。

水内郡長沼地区では明治四年県庁からの郷学校設立の勧誘にこたえ、近隣十三か村の組合を設け、各村の名主が世話役となり協議のうえ二つの郷学校を設立した。経費は石高一石につき白米五合の割合で各村より徴収し、総額は二九石余、学科は素読と和算であり、教科書は『実語教』『童子教』『古状揃』『庭訓往来』『四書五経』『古文真宝』『唐詩選』『塵劫記』があげられ、生徒の希望によって他の書籍を教えたとしている。教師は読教師田中中節・長沼相馬・金井秀庵・算教師として山下喜曽太があげられている。田中は赤沼村の農家の出身であるが、更級郡大窪薫斎の塾をおえて越後に遊学し、製筆の業をならい、帰って業をおこし、のちに江戸の佐藤一斎の門に入っている。その後再び帰郷。農業・製筆のひまに寺子屋を開き読書・習字を教えている。長沼は神主であり、「雑学王」の称呼を得ていたという(13)。

以上は、多くの郷学校のうち一部分にすぎないが、次のような特長をあげることが出来る。

第一に、郷学校は地域住民の負担にもとづく共立の学校としてとらえられ、四民平等の原則のもとに初等教育の機関として構想され、寺子屋とことなり、専任の教師を選び、学区をもった学校として計画されている。

第二に、それは国や県のよびかけに応じたものであるが、その具体化にあたったのは地域のリーダーであった。世話役の多くは村役人など指導戸であり、またこれらの戸で寺子屋を開設していたものも多い。彼等は、漢籍や詩文・俳諧などにしたしみ、彼等の活動の範も村をこえていた。また国学など新しい思想への関心もひろまっていた。彼等は、階戸分化の進行にともない、世直し一揆や打ちこわしなどの危機を意識し、それゆえに村の経営や村民の啓蒙に積極的な関心を有していた。これらの指導戸によって、郷学校の建設がすすめられ、これらの戸が新しい時代や状況への対応

力を蓄積していたことが、郷学校の急速な普及を可能にしたとみることができる。

第三に、初期の郷学校の教師には、藩校において、また江戸などで藩をこえて修学した漢・皇学の教養の持主が多い。寺子屋における教育内容として実用性とともに漢学への志向の発展をあげたが、寺子屋をこえた学問の場として郷学校を位置づけ、漢学を重視することから、そのような教師がもとめられていたといえる。しかし、長野県においても、普及した郷学校のすべてにおいて同様な教師が得られたかどうかは疑問である。郷学校の普及につれて寺子屋師匠が郷学校の教師となる場合が多くなるとみられる。どのような寺子屋師匠が、郷学校の教師となったかの検討が必要であるが、寺子屋からの脱皮が志向されていたといってよいであろう。

教授内容の変化

郷学校が存在した期間は短く、その教授内容についての資料も乏しい。しかし、のこされている教則をたどると、漢学の重視から、新しい時代に対応した独自の内容の登場がみとめられる。寺子屋とは異る学校としての出発から、時代に対応した教則の形成がみとめられる。

明治二年六月開校の日新館の教授内容は明治十三年に文部卿に提出された書類に「教授サレタノハ漢学・筆学・算術」とあるのみであり、昭和に入っての回想では、漢籍、四書五経のたぐいが教授されたとのべられており漢学が中心であったとみられる。伊那県小学所においても、主体は漢学であったとみられる。

明治四年十一月の旧長野県学の学科は、皇学・漢学・数学・習字とされ、同じ時期の同校「入門簿」では素読・質問・書学・数学（算）とあり、皇・漢学では素読・質問の形態がとられ、寺子屋の読・書・算の内容をうけつぎつつ、その読に皇漢学があてられ、素読・質問の形態がとられていることが注目される(14)。百八十人の生徒数のうち、庶民が一一七と過半をしめているが、寺子屋とは異った性格を示している。

明治五年五月開校の筑摩県学は、「皇・漢・洋之三学」を希望にまかせ

て修業させることとし、県学披露の文章では「学ニ皇・漢・洋ノ差アリ。綱常倫理、富国強兵、器械の精錬、開産ノ公利、彼比相資内外相兼善ヲ取リ長ヲ拾ヒ、集人成以テ今日万国並立ノ鴻業ヲ開キ宇内ヲ統禦スル大基礎ニシテ、所謂天地ノ公道ニ基キ智識ヲ世界ニ求ル義ニシテ、士民ノ兼学セザルベカラザルノ道ナリ」とのべ、新しい時代において、士民の学ぶべき内容として皇・漢・洋学が示されている(15)。

明治五年七月以降、安曇・筑摩郡に郷学の十小校がつくられていくが、県は従来の手習師匠は「平生之用文字」のみをおしえ、それでは「今日人才御教育」にはまにあわないとし、手習師匠を一旦廃して、村々において人選をすすめることをもとめている。寺子屋とは異った学校がもとめられている(16)。

漢学の導入から、その内容が皇漢洋にひろがり、その目的も新しい時代への対応が意識されている。

筑摩県ではその後、小校が他郡にもひろめられ、教を増している。明治六年二月の「筑摩県一覧表」では七八校があげられており、六年四月設立の諏訪郡下古田小校は第一一七番小校となっている。この拡大の時期において、教則の内容に変化がみとめられる。これを伊那郡における三つの教則によってみよう。

第一は、飯田出張所が管下に通達した学校仮規則ほかにもとづき、第一七一区が制定した「仮規則」である(17)。生徒の日程は八時から「前日授リ得タル書籍ヲ復読」九時から筆学、十時から随意遊歩、十一時より三等以下の者は、上等の者より句読をうけ、昼食後は一時から筆学、二時から遊歩、三時から三等以下の者は筆学、以上の者は句読、四時に帰宅となっている。その他、毎月一・六の日は三時より講釈、三等に進むと算術となっている。基本は句読と筆学であり、句読した内容は復読とつながり、講釈がおこなわれるという構成になっている。

「仮規則」中の「科業順序」は句読と書学（筆学）の二科にわけて示され、それぞれ五等にわけて教科書を示している。

等級	句読	書学
一等	外史・春秋左氏伝・礼記・他ハ応レ好	庭訓・千字文
二等	国史略・易経・太政官日誌・書経・詩経・新聞誌	世話千字文・諸職往来・東京方角
三等	論語・小学・孟子	諸国（扞）国尽
四等	弘道館記・大学・中庸・考経・四字経	名頭・村名・要用往来・和漢名数
五等	三字経・六論衍義・世界国尽	三枚高札・五十カナ

この「科業順序」において、書学の教材は寺子屋において用いられていた教材が大半をしめ、一方句読は漢籍を主体としているが、『国史略』『外史』『春秋左氏伝』等、幕末に藩校では普及していたが、寺子屋では稀であった歴史教材が含まれ、教訓書として六論衍義、弘道館記が加えられ、新しい教材として福沢諭吉の『世界国尽』新政府の政策をつたえるものとしての「太政官日誌」、内外の記事・事跡を学ぶための「新聞誌」が含まれている。

漢籍は幕末において寺子屋においても教材としてとりいれられているが、『易経』『書経』『詩経』『礼記』など一般の寺子屋ではとりあげられていない経書が含まれている。句読は、藩校において用いられていた教材を基本としつつ、新しい世界・時事に関する教材をとりいれて編成したものとみられ、漢籍を中心とする上述の教材とは異なっており、寺子屋と藩校のそれぞれの内容に、新しい教材を加えて編成されたものと性格づけることができる。

第二は、「筑摩県学校課業表」である(18)。明治五年八月設立の西高遠町第十八番小学では、これを用いたと伝えられている(19)。

同表は、読書・諳記・習字・数学にわけられている。第十八番小校の教師には、訓導、数学掛、習字掛の職名がみられ、訓導海野幸成は昌平校で学び、藩校進徳館の師範をつとめた漢学者であり、課業表の学科に対応している。

課学表は次のとおりである。

	第一級	第二級	第三級	第四級
読書	日本政記 日本外史 元明史略 三朝事略 西国新史 輿地史略	国史略 十八史略 西洋事情 地理事略	国学入門 論語 孟子 世界国尽	本朝三字経 大学 中庸 勧善訓蒙
諳記	内外名山大川 内外人口石高 語学二百言	地球国名 内外簇章 語学一百言	内外帝号 内外国名 内国年号 語学五十言	五十韻 洋外数字 洋文二十六字
習字	即題公私用文 複文	世話千字文 公用文 諸券状	名頭 郡名 県名 私用文	五十韻平仮名 片仮名 数字 干支 三枚掲示
数学	開平 開立	求積 比例諸法	分数	加減乗除

読書・諳記・習字・数学はそれぞれ四つの段階にわけられている。

読書は、漢籍、日本および中国の歴史という藩校系の教材に、『国学入門』『西国新史』や幕末から明治初年に刊行された『世界国尽』『西洋事情』『輿地史略』『勧善訓蒙』が加えられている。諳記は、五十韻、洋文二十六字・内外国名・内外帝号・内外名山大川などを内容とし、地球国名、語学など、新しい内容が注目される。習字は五十韻・名頭・郡名・諸券状・公私用文などであり、寺子屋の手習教材の系列である。数学は、加減乗除から分数・比例・求績・開平・開立に及んでいる。さきの「科業順序」と比べて教科、教材とともに新しい内容を示している。この課業表はさきにみた「京都府小学課業表」に類似の構成を示し、また「愛知県義校学課」も同様な構成を示している。同様な課業表は他の郷学校、および初期の小学校においてみとめられるのであり、それらの関連や伝播の経過が重要であるが、その詳細は明らかではない。

第三は、座光寺村第三二番小校の教則である。教則は、「素読―皇漢書・西洋翻訳書類　輪講―史学、習字（テナラヒ）、書牘、綴字（カナツカヒ）、数学、修身口授（ギョウギノサトシ）、単語（コトバ）」と記されている[20]。簡略な教則であり、綴字や単語が何を指すか不明であるが、寺子屋の手習の系列にあたるものとして習字、書牘、綴字、単語を対応させ、読みにあたるものとして、素読・輪講を対応させることができる。素読・輪講は藩校での学習形態の名称であり、内容的にも皇漢

書、史学など藩校系列のものがみとめられる。ここでも寺子屋と藩校の二つの系列の教科、教材を合成し、新しい西洋翻訳書を加えて編成されている。この教則で、注目されるのは、綴字・書読・修身口授など「学制」および明治五年九月の「小学教則」に示されている教科名が用いられていることである。長野県における「学制」の施行は明治六年五月であり、郷学校の時期に、学制の教則を参照し、独自の取捨にもとづいて、この教則を作製したものとみることができる。

これら三つの教則が、郷学校においてどのように普及していたかは明らかではないが、日新館、伊那県仮小学校にみられる漢学志向、筑摩県学にみられる藩校の継承に対して、郷学校が普及していく段階において、寺子屋と藩校の二つの系列の教則を合成し、寺子屋の実用教材、藩校の漢籍を二つの軸としつつ、新しい時代に対応した内容や教科をもりこんでいくという動きを、長野県下の郷学校においてみとめることが出来る。

(4) 郷学校の意義

郷学校という研究の蓄積も乏しく、未だその実態が明らかとなっていない学校に注目し、いくつかの事例を引照しつつ、その変遷と教育の内容の検討を試みたのは、近世から近代における転回を、学制という制度の普及のみによってとらえるのではなく、寺子屋とはことなった庶民教育機関の自生的な発展のうえにとらえ、それにもとづいて学制の評価を行うことが必要と考えるからである。

その特質の第一は、地域における共立の学校の創設である。その担い手は地域のリーダー尸であり、その動機は民衆の啓蒙、変動期における村落共同体の危機意識であり、共同体の連帯の回復であり、新しい時代への対応であった。近世に培われた庶民の意欲に支えられ、寺子屋とは異った学校の形成がすすめられていた。このような動向は、また藩や県の教化策、啓蒙策の対象となり、吸収されていったものも少くない。二つの要請の交錯として多様な展開を示していく。

郷学校における変化は、その教育内容において明確にみることが出来る

だろう。郷学校における教育課程の展開をあとづけることは、その存在の期間が短く、資料も乏しく困難である。しかし、その短い期間において、教授内容における変化、もしくは変化の志向がみとめられる。その変化とは、長野県においてみた如く漢学を重視してきた初期の段階から、漢学と寺子屋において形成されてきた実用的教材を含み、さらに新しい時代に必要とされる知識を加えて編成された教育課程の形成である。それは庶民の生活の必要と、より高い教養としての漢学・国学を含み、さらに動きつつある時代への対応にもとづく教育課程の形成といってよいであろう。

郷学校における教育方法の実態を示す資料はない。しかし、京都小学校、愛知義校、長野県の例にみられるように、学習の階梯がみとめられる。

これは藩校や一部の寺子屋においてとられていた形式であり、分級、さらには講義など一斉教授の形態もとりいれられていたと推定できる。

またこれらの内容が伝播し、ひろがりつつあった状況もみられるのである。

近世における庶民教育と武士教育の展開を継承しつつ、両者の学習内容をとりいれ、二つの文化を反映していた教育課程が統合され、開国のもとでの新しい国民国家の建設を展望しつつ、新しい知識、教養をもとめての教育内容がうみ出されようとしていた。それは新しい時代に対応した地域からの形成であった。しかし、このような地域、県における自生的な展開は、「学制」の施行により、そのエネルギーは吸収され、集権的な体制のもとでの小学校の建設へと転換させられていくのである。

（1）なぜ郷学校に注目するのか

（1）石川謙『日本庶民教育史』1929年、139-140頁

（2）同右162-3頁

（3）海後宗臣『明治初年の教育――その制度と実体』1973年、97-114頁

（2）先行研究にみる郷学校の発展

含翠堂の場合

（1）津田秀夫『近世民衆教育運動の展開』1978年、80-81ページ

（2）同上書11頁

（3）同上書85頁

（4）同上書183-4頁

（5）同上書196-7頁

（6）同上書290-291頁

堺郷学校の場合

（1）福島雅蔵「堺郷学所より郷学校へ――庶民教育の普及」木村礎編『江戸と地方文化（2)』1978年、186-7頁

（2）同上、188頁

（3）石島庸男「幕末期『堺』の教育構造と郷学校の位置」『日本史研究』191号 1978年7月号 21-2頁

（4）福島、前掲講文　190頁

（5）同上　191頁

（6）同上　201頁

京都小学校の場合

（1）町組の歴史と性格については、辻ミチ子『町組と小学校』 1977年 による。

（2）辻　前掲書　123-4頁

（3）同上 127頁

（4）同上 134-6頁

（5）海後宗臣『明治初年の教育――その制度と実体』 1973年 124頁

（6）辻　前掲書　157頁

（7）海後　前掲書　127-9頁

（8）同上　130頁

（9）高橋敏『日本民衆教育史研究』第四章「江戸時代の民衆教育とその思想」1978年

(3) 長野・筑摩県の場合

（1）長野県教育史刊行会『長野県教育史』第七巻 568頁

（2）『川中島小学校沿革誌』 1891年

（3）『更級郡埴科郡人名辞書』による。

（4）『長野県教育史』第七巻 568頁

（5）同上 619頁

（6）『赤穂小学校百年史』

（7）『長野県教育史』第七巻 568頁

（8）同上　580-1頁

（7）『長野県教育史』第八巻 111-2頁

(10)『川中島小学校百年史』

(11)『飯島小学校百年史』

(12)『上郷小学校沿革史』

(13)『長沼小学校沿革誌』

(14)『長野県教育史』第七巻 583-591頁

(15)『長野県教育史』第一巻 239頁

(16)『長野県教育史』第七巻 641-2頁

(17) 同上　655-6頁。同仮規則は　第四十一番小校柏原村の資料におさめられているが、隣村　間島、加々須一七一区のものである。

(18) 同上　667頁

(19)『信州高遠学校百年史』

(20)『座光寺小学校沿革史』